



特別支援教育の更なる充実に向けて

## 就学指導のガイドライン

### 1 基本的な考え方

～子どもを中心に据えた相談～

### 2 相談のはじまり

～就学につながる相談は どこから？ 誰から？～

### 3 就学指導委員会の役割

～安心して学校生活を送るために～

### 4 相談するときに大切にしたい視点

～子どもの可能性を信じて「理解」を深める～

### 5 資料



「就学指導」は、  
本人・保護者と  
学校、教育委員会が、  
願いや目標、課題を  
共有することから  
始まります。

奈良県教育委員会



## 目 次

### はじめに

1 基本的な考え方	-----	1
2 相談のはじまり	-----	2
3 就学指導委員会の役割	-----	3
4 相談するときに大切にしたい視点	---	5
5 資料		
・スタートアップシート I	-----	7
・スタートアップシート II	-----	8
・ヒアリングシート〈幼児用〉(例)	--	9
・個別の教育支援計画(例)	-----	11
・【就学指導事例】	-----	13
・【用語解説】	-----	15
・障害のある児童生徒の就学先 決定について(手続きの流れ)	-----	16



## はじめに

特別支援教育が法制化されて4年。

この間、特定の子どものために、特定の学校において、特定の教員が行う“特別な教育”ではなく、支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであるという理念をもって、この教育に取り組んできました。現在、特別支援教育に対する期待とニーズは益々高まりを見せるとともに、国際的なインクルーシブ教育の波が加わり、更なる充実が期待されているところです。

県教育委員会では、特別支援教育の適正な推進を図るため、本年度「奈良県の特別支援教育検討委員会」を設置しました。本県における今後の特別支援教育の方向性を総合的に検討する中で、本検討委員会からは、特に「特別支援学校の在り方」と「就学指導の在り方」について、多くのご意見を頂戴しました。

特に「就学指導の在り方」に関する議論を踏まえ、今般、本県の就学指導の指針とすべく、本ガイドラインを策定しました。

就学指導は、単に大人が就学先を決定するだけのものではなく、子どもを中心に据えた就学のための「相談」ととらえることが大切です。よって、本人・保護者と学校、教育委員会の三者が、願いや目標、課題を共有することから始めるという姿勢が前提となります。また、この「相談」は就学直前から始めるのではなく、乳幼児期からの継続した相談の延長上にあるべきものであるということも共通理解しておきたいと思います。

ただ、相談とはいって、就学に関しては、決められた時間の中で一つの結論を導かなければなりません。こうしたプレッシャーは、子どもの教育に責任をもつ保護者と、就学指導の権限と責任をもつ市町村教育委員会に様々な迷いを抱かせるでしょう。そこで、私たち大人(保護者・学校・教育委員会・関係機関)が、立場を越えて知恵を出し合うことでこの局面に対応することが必要なのです。

障害のあるなしにかかわらず共に生きる「共生社会」を築くためには、まず就学指導を適切に行い、全ての子どもの学校生活を笑顔あふれる充実したものにすることが大切であると考えます。特別支援教育が“特別な教育”でないのと同様、“特別な就学指導”にしないためにも、このガイドラインが多くの方に活用いただけるよう願っています。

最後になりましたが、検討を進めるにあたりご助言いただきました、奈良県立医科大学 飯田順三教授、並びに、奈良教育大学 河合淳伍特任教授をはじめ、検討委員会各委員、専門部会各委員の方々、そしてヒアリングにご協力いただいた多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成22年10月

奈良県教育委員会教育長

富岡 将人

# 1 基本的な考え方 ~子どもを中心に据えた相談~

単に行き先を探すことが就学指導ではありません。

専門家（2ページ参照）の意見を参考にしながら、

子どもを中心に据え、

自立と社会参加に向け、ちょっと先を見通した「相談」を尽くしましょう。

子どもの可能性を信じて「理解」を深め、本人・保護者と学校、教育委員会が  
願いや目標、課題を共有し、「学びの場」を判断することが重要です。



## ☆ちょっと先を見通した「相談」とは

卒業後はこんなふうになってほしい…など、就学前から卒業後のことを見通すことができればよいのですが、実際にはイメージしにくいくともかもしれません。

あるいは、将来の夢を描きながらも、実際には、なかなか思いどおりにならない場合もあるかもしれません。

まず、今できることを明確にし、次の一步を考える。そんな相談をスタートさせませんか。



保護者：

**Aさん**：「どんな学校があるのか分からず、  
と迷っているなら…

**Bさん**：「幼稚園では○○だったのに、小学校  
では○○してもらえないんです。」と  
言う前に…

**Cさん**：「行きたい学校はもう決めているので、  
相談の必要はありません！」と思つ  
ていても…

## 就学相談を行うにあたって



就学に関わる相談といつても、  
その内容は多岐にわたります。

まず、市町村教育委員会は、子育て中に保護者  
が心配だったことがらを傾聴する中で、情報と課  
題を整理しましょう。そして、できること・でき  
ないこと・できそうなことを明らかにした上で、  
考えられる就学先はどのような教育を行っている  
のか、どのような先生がいるのか、どのような支  
援が期待できるのかなどの総合的な情報提供（5  
ページ参照）を行うことが大切です。

## 「どこに相談すればよいのか分からない。」という保護者の声をよく聞きます。

相談機関にはそれぞれ専門とする分野があり、相談の進め方や助言の内容が異なることがあります。だから、保護者の「どこに相談すればよいのか分からない。」という声には、どこの相談窓口なら自分の思いを受け止めもらうことができるのか、そこではどんなアドバイスをもらえるのかなど様々な迷いが含まれているのではないでしょうか。

就学指導はあくまで各市町村教育委員会の権限と責任において行なうことが基本ですが、その途上において十分に「相談」が尽くせない時には、抱え込みます他の機関と連携が必要です。保護者にとっても、セカンドオピニオンを得ることになり、必要以上に相談機関探しを繰り返さずに済むことになるかもしれません。

ただし、他の機関を紹介するときは、個人情報保護の在り方に留意しながら、相談内容などをていねいに引き継ぐ必要があることはいうまでもありません。

## 2 相談のはじまり～就学につながる相談は どこから？ 誰から？～

いつでも、どこでも、誰とでも、必要なときに必要な相談を始めることができます。

「就学相談」が始まる機会はたくさんあります。始める機会もたくさんあります。

そのとき、相談者に寄り添う人はみんな専門家です。

保護者はその子の専門家、保健師は発達の専門家、教師は教育の専門家・・・

気付いたときが相談のスタートです。



A市の例



☆気付きのチャンスはいろいろ・・・

子育てで、気がかりなことはないですか？



療育教室指導員

家庭相談員等

子療育教室指導員  
家庭相談員等  
支援室等

担任、特別支援教育コーディネーター等

巡回相談員

※A市から委嘱された相談員。

園(所)を訪問して相談を受けます。

保護者

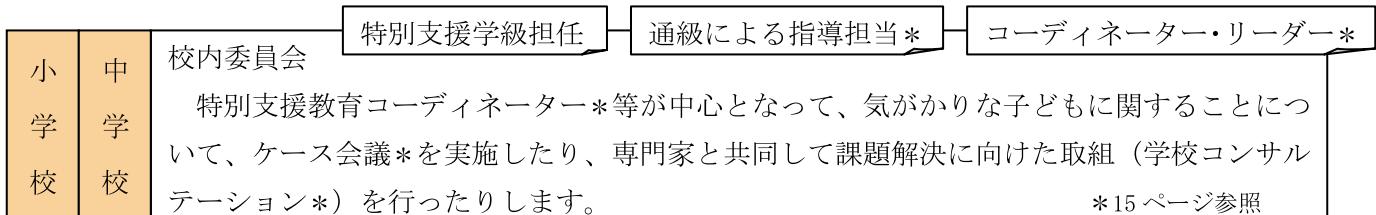
もとより、  
その子の専門家です。

市町村教育委員会

就学指導委員会

(3ページ参照)

☆就学してから、相談が始まることも・・・



\*15ページ参照

その他、次のような機関にも相談ができる「専門家」がいます。

例：こども家庭相談センター、発達障害支援センター、大学、医療機関等

### ③ 就学指導委員会の役割 ~安心して学校生活を送るために~

- 市町村教育委員会が委嘱した委員が、障害のある子どもの適正な就学のための調査や相談、審議を行います。
- 「通常の学級」「特別支援学級」「特別支援学校」「通級による指導」のそれぞれにおける教育的支援の内容等について、保護者や校長に向けての助言をまとめ、「個別の教育支援計画(案)」を作成します。
- 就学相談後も、その子どもについての継続的な相談・支援を行います。

B市の例

5月

就学指導委員会 が組織されます。

#### 就学指導委員

医師、臨床心理士、保健師、小・中学校長、特別支援学校長、幼稚園長（保育所長）、特別支援教育コーディネーター、保護者代表等

#### 相談員（調査員）

特別支援学校教員（特別支援教育コーディネーター指導者）

特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、心理相談員等

#### 求められる専門性

- 「障害」について、基本的な知識・理解があり、様々な角度からの助言ができる。
- 就学先の学校の実情や各分野の情報をよく知っている。
- 保護者と信頼関係を築くためのコミュニケーション力がある。

6月

広報

受付面談…B市教育委員会担当者と保護者との出会い

7月

#### 相談員（調査員）の園（所）への訪問観察

- 観察後、保護者との面談もします。
- 在籍する幼稚園や保育所の職員が同席することもあります。
- 就学予定先の学校から本人の様子を観察に行くこともあります。

9月

夏の相談会…本人、保護者と相談員（調査員）との面談  
・診断書（医学的所見）や意見書（心理判定等）が必要なこともあります。

#### 専門部会

各相談員が合議の上で、相談内容をまとめ、「個別の教育支援計画(案)」を作成します。

11月

就学時健康診断 15ページ参照

#### B市の「市民だより」

小学校への入学相談を行います。

- 対象者
- 相談日時
- 相談場所
- 相談内容
- 相談方法
- 相談時間
- 申込締切
- 申込先

B市教育委員会 TEL 0740-00

12月

#### 助言のまとめ

単に結果（就学先）を伝えるだけでなく、その結論に至った経過をていねいに説明することが大切です。どんな子どもに育てたいのかということを確かめ合いながら、相談の過程で作成した「個別の教育支援計画(案)」（4ページ、15ページ参照）に基づいて話すことが重要です。なお、助言のまとめは、保護者との信頼関係が一番強い現在の校・園長から伝えるのがよいでしょう。



もしも！

本人・保護者の希望と助言とが大きく異なる場合は、「個別の教育支援計画(案)」をもとに話し合いを継続します。一旦、保護者の意向を受け入れ、経過観察とともに方策の一つです。

## 【相談の進め方（例）】

### 出会い

受付面談 就学までの日程や相談の流れをていねいに説明します。

★スタートアップシートI

保護者が記入 7ページ参照



子どものことについて、気になることがあるんです。  
○○ができなくて困っているんです。



実態把握 就学にあたっての不安や悩みに寄り添いながら、「子ども理解」を深めます。

そうですか。それはご心配だったでしょうね。  
これからることは、一緒に考えていきましょう。  
お子さんの様子を、詳しく教えていただけますか。



★スタートアップシートII-A

保護者が記入 8ページ参照

～信頼関係の構築～

何度も出会い、継続した相談が必要です。

～情報の共有～

○○さんは、小さいときは□□が苦手だったけれど、  
最近は△△ができるようになってきましたね。  
さらに、☆☆のようなことをしてみたらどうでしょう。



※ 園(所)での現在の様子だけでなく、保健師や臨床心理士からの情報  
(小さい頃の様子など)も大切にしましょう。

★スタートアップシートII-B

園(所)の担任が記入 8ページ参照

### 目標の設定

夏の相談会 就学先について話し合い、課題を共有します。

★ヒアリングシート

相談員が記入 9ページ参照

※ 相談の後、各相談員がそれぞれの専門性を生かしながら  
各自記入し、合議の上、1枚のシートにまとめます。



### 指導の目標・手立てを考える

★「個別の教育支援計画（案）」の作成

これまでの相談内容をまとめ、作成します。

相談員が記入  
11~12ページ参照

### どこで学ぶ？

上記の相談を経ると、よりよい「学びの場」がみえてきます。



ありがとうございました。  
まだ、少し不安や迷いはありますが、子どものために、  
前へ進むことにします。  
これからもよろしくお願いします。

相談の中で得た個人情報（作成した各シート）は、関係者間で共有しましょう。

## 4 相談するときに大切にしたい視点～子どもの可能性を信じて「理解」を深める～

保護者  
(家族)

学  
校

教  
育  
委  
員  
会

### かかえこまない、おしつけない



#### 保護者はその子の専門家

保護者は、我が子のことを一番よく知る専門家です。日頃から、家族で子育てや就学についてよく話し合い、意見をまとめておきましょう。

就学相談は、願いや目標、課題をもとにした具体的な話し合いをする場です。決して、交渉の場ではありません。立場を超え、子どもを中心に据えた相談を尽くし、将来を見通して、「子ども理解」を深めましょう。

#### 教師は教育の専門家

子どもは、子どもの中で育ちます。教師は、一人一人を大切にするためにも、集団から個を見ることを忘れてはなりません。個を見るときは、その子の過去から将来にわたるあゆみを縦糸のようにみるとことと、その時々の子ども集団を横糸のように結びながらしていくことが必要です。さらに、保護者と連携することで、いくつもの糸を紡ぐことができます。そうする中で、いかに子どもの育ちを確かなものにしていくか、それが専門家として求められる力量です。

また、日頃から校区内の各園(所)・学校との連携を深め、保護者に対して正確な情報を提供できるように努めることが重要です。

#### 共感的理解と判断

特に、小学1年生への就学については、保護者にとって、大きな決断が必要です。保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもを中心に据え、共感的理解のもとに相談を進めることが大切です。

ただし、判断すべきときに、全てを聞き入れて同調・容認するだけでは、必ずしも責任ある対応とはいえないことに留意する必要があります。

#### 総合的な情報提供

子どもの能力を最大限に伸ばすために、教育委員会は、教育の場(内容と方法を含む)に関する正確な情報を把握し、説明する責務があります。その一つの方法として、先輩保護者の経験に学ぶ機会や関係諸機関の意見等を聞く機会を設けることも有効です。

何ができるないかではなく、何ができるか、どうすればできるかという視点が大切！

#### \*学校見学に関する留意事項 ～いつ行けばいいの？誰に頼めばいいの？～

保護者が子どもの就学先を考えるとき、学校の雰囲気や教育内容が子どもに

合いそうか、子どもがそれらをどんなふうに受け止めるかは、気になるところです。

しかし、「いつ」「誰に」「どのように」伝えれば、期待するような学校見学(体験入学)ができるのかが分からぬのではないでしょうか。そこで、市町村教育委員会が中心となり、保護者に対しその手続きを説明するとともに、学校に対しても見学の趣旨を伝えておくことが大切です。

最近は、就学相談に先駆けて、オープンキャンパスのような気軽で自由な見学会を実施する学校もあります。なお、特別支援学校の見学会・体験学習会等の時期は、あらかじめ設定されているので、情報を共有しておきましょう。

就学相談に行く前に、いろいろな学校を見学したいのですが…



日程を調整しますので、教育委員会からの連絡をお待ちください。



(各学校の指導の体制は、子どもや教職員の構成により、年度によって変わることがあります。)